

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第22号

かがわ総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

かがわ総合リハビリテーションセンター規則（昭和61年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第5条、第9条関係）				別表（第5条、第9条関係）			
1 略				1 略			
2 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料				2 サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料			
サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。				サービス事業所（療養介護）、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター及び病院の使用料及び手数料については、香川県立病院の例による。この場合において、入院料に加算する病室使用料は、次の表の区分に応じて、同表に定める1日当たりの金額によるものとする。			
区		分		区		分	
1日当たりの金額				1日当たりの金額			
病院	西病棟	1人室	3,880円	病院	西病棟	1人室	3,780円
	中病棟	1人室	5,400円		中病棟	1人室	5,250円
3～5 略				3～5 略			

### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。